

ご存じですか？退職者医療制度

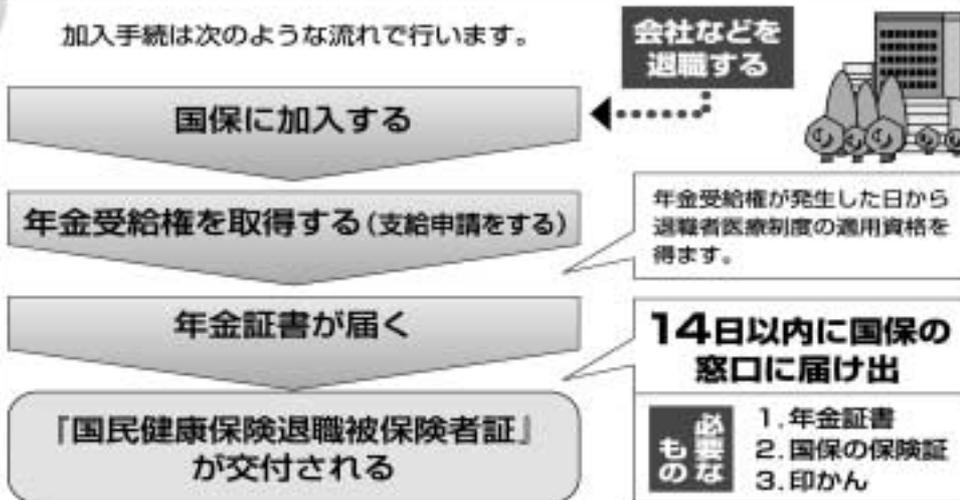
国保からのお知らせ

1 対象となる人は？

次の条件のすべてにあてはまる人（退職被保険者）とその被扶養者です。

退職被保険者（本人）	被扶養者となる人
 <ol style="list-style-type: none"> 1 国保に加入している人。（または、これから加入する人。） 2 老人保健の適用を受けていない人。 3 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられ、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人。 	 <ol style="list-style-type: none"> 1 国保に加入している人。 2 老人保健の適用を受けていない人。 3 退職被保険者の配偶者（内縁関係でも可）。退職者本人と同じ世帯で、主にその収入によって生活している三親等以内の人。

2 加入手続は？



退職者医療制度とは、国民健康保険（国保）の加入者で、会社や役所などを退職したあと、厚生年金や共済組合、船員保険などの年金の受給権がある人とその被扶養者が加入する制度です。75歳になって老人保健制度の適用を受けるまで、退職者医療制度でお医者さんにかかることになります。

（※平成20年4月1日から対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わります。）

○対象となる方は届出をお忘れなく！

☆国保の加入・脱退届出を忘れずに！

国保（国民健康保険）は、いざというときの病気やケガに備えて加入者が保険料（税）を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。国保に加入するとき、やめるとき、また家族に異動（14日以内）があったときなどは、必ず届け出を出してください。



●**加入するとき** 他市町村から転入してきたとき・職場の健康保険をやめたとき・家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき・子どもが生まれたとき・生活保護を受けなくなったとき・外国籍の人が加入するとき（日本に1年以上在留する場合）

●**やめると** 他の市町村に転出するとき・職場の健康保険に入ったとき、家族の健康保険の被扶養者になったとき・国保の被保険者が死亡したとき・生活保護を受けるようになったとき・外国籍の人がやめるとき（出国するとき等）

※**加入の届け出が遅れると** 加入資格が発生した時点までさかのぼって保険料（税）を納めなければならなくなります。

※**脱退の届け出が遅れると** 保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう人がいます。この場合、国保が負担した医療費は、あとで返していただくことになります。

・新たに加入した職場の健康保険などと国保の両方に保険料（税）を二重に納めてしまうことがあります。

○問合せ 市民課（玉造庁舎） 国保年金グループ 0299-55-0111（内線132・133）

20年4月から 後期高齢者の保険証が変わります

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まることに伴い、新たに後期高齢者医療の被保険者証が市から送付されます。

◎加入対象者および加入日について

75歳以上の方（65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方も含みます。）が対象となります。なお、平成20年3月31日の時点において、老人保健法医療受給者証をお持ちの方は、今までの国民健康保険や社会保険等の健康保険から全員が後期高齢者医療の被保険者になります。

また、平成20年4月1日以降に75歳（一定の障害を有する方については65歳）の誕生日をむかえる方は、誕生日から後期高齢者医療の被保険者となります。

例) 11月15日が75歳の誕生日の場合 11月15日から後期高齢者医療の被保険者

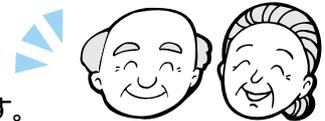
◎被保険者証をお届けする時期について

平成20年3月31日の時点で75歳になっている方

- ・平成20年3月中に1人1枚の後期高齢者医療の被保険者証をお渡しします。

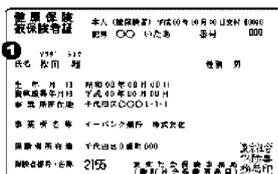
平成20年4月1日以降に75歳の誕生日をむかえる方

- ・75歳の誕生日をむかえる日までに後期高齢者医療の被保険者証をお渡しします。



平成20年4月1日以降は、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関窓口に出してください。

現在



健康保険証

老人保健法 医療受給者証	
市町村番号	2 7
受給者番号	
受給者	居住地
氏名	
生年月日	年 月 日
一部負担金の総合	
第25条第1項第2号の認定年月日	平成 年 月 日
発効期日	平成 年 月 日から有効
発行機関名	茨城県
及び印	市
交付年月日	平成 年 月 日



老人保健法医療受給者証

平成20年4月1日から

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
被保険者番号	
性別	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
交付年月日	
一部負担金の総合	
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	

大きさは、現行の医療受給者証と同じです

茨城県後期高齢者医療広域連合

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階 029-309-1212 FAX 029-309-1126
 詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>

問合せ

市民課医療グループ (玉造庁舎)

0299-55-0111

FAX 0299-55-0110